

第 25 号 議 案

敦賀市営住宅管理条例の一部改正の件

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

敦賀市営住宅管理条例（平成9年敦賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件のほか、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件のほか、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。</u>）があること。</p> <p>(2) <u>市税を滞納していない者であること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

2～4 (略)

(入居の手続き)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号の規定にかかわらず、

家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下この項において同じ。）のうち、市長が指定する者と家賃に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

2～4 (略)

(入居の手続き)

第9条 (略)

2～4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

市営住宅における入居資格等の見直しを図るため、この案を提出する。